

広島市路上違反広告物除却推進員設置要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、広島市路上違反広告物除却推進員（以下「推進員」という。）制度を創設し、市民と行政とが協働して、道路上の違反広告物をなくし、良好な都市景観の維持、向上を図ることを目的とする。

(推進団体の認定等)

第2条 市長は、道路上の違反広告物を定期的に除却する等自主的な協力を申し出た団体で、違反広告物除却の推進に寄与すると認めるものを、路上違反広告物除却推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 推進団体は、次条に規定する推進員2人以上をその構成員とし、除却活動地域は、本市域内とする。

3 推進団体の認定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる図書等を添付して、路上違反広告物除却推進団体認定申請書（以下「申請書」という。第1号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 路上違反広告物除却推進員になろうとされる方の名簿(第2号様式)
- (2) 除却活動計画書（第3号様式）
- (3) 除却活動地域を示す図面
- (4) 除却物の一時保管場所を示す図面
- (5) その他市長が必要と認めて指示した書類

4 市長は、推進団体を認定したときは、路上違反広告物除却推進団体認定書（第4号様式）を代表者に交付する。

5 推進団体の認定期間は、3年以内とする。ただし、市長が適当と認めるときは、更新することができる。

6 推進団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに申請書を市長に提出するものとする。

7 第4項及び第5項の規定は、認定の更新について準用する。

8 推進団体が申請書及び添付書類の内容を変更するときは、路上違反広告物除却推進団体変更届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

9 推進団体が解散若しくはその活動を中止するときは、路上違反広告物除却推進団体廃止届（以下「廃止届」という。第6号様式）を市長に提出するものとする。

10 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 推進員が2人未満になったとき
- (2) 推進団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき、その他推進団体として適当でなくなったと市長が認めるとき

(推進員の任命等)

第3条 市長は、前条第3項第1号の名簿に登載された者で20歳以上の者のうち市長が行う違反広告物の除却に関する講習を受講した者を推進員として任命し、身分証明書(第7号様式)及び腕章(第8号様式)を交付する。

2 推進員は、無報酬のボランティアとする。ただし、市は、予算の範囲内で違反広告物の除却活動に要する用具の提供並びに違反広告物の除却活動中の事故における傷害等を担保する保険の加入及びその費用負担を行う。

3 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、推進員を解任することができる。

(1) 推進員から申し出があったとき

(2) 推進員として適当でないと認める行為があったとき

4 推進員は、推進団体が認定期間を満了したとき、その認定を取り消されたとき又は廃止届を提出したときは、その身分を失う。

5 推進員が前2項の規定によりその身分を失ったときは、第1項に規定する身分証明書及び腕章を返却しなければならない。

(権限の委任等)

第4条 市長は、推進員に対し、屋外広告物法第7条第4項に規定する簡易な除却措置(以下「簡易除却」という。)を行う権限を委任する。

2 推進員が行う簡易除却は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 推進団体の除却活動計画書に示された簡易除却

(2) (1)に示されない簡易除却で、やむを得ない事情により事前に推進員が市長に連絡した月日及び場所で行うもの

(推進員の義務等)

第5条 推進員は、前条に規定する権限を行使するときは、次の各号の定めを守らなければならない。

(1) 推進員2人以上で行うこと。

(2) 身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。

(3) 関係法令及びこの要綱に従うとともに、市長の指示に従うこと

2 推進員は、違反広告物を掲出した者との争い等除却活動において問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、市長又は警察に連絡するよう努めるものとする。

3 推進団体は、簡易除却で除却した広告物を本市が引き継ぐまでは、一時保管するものとする。

4 推進団体の代表者は、簡易除却の実施について、路上違反広告物除却報告書(第9号様式)を市長に提出するものとする。なお、報告は電子メールにより行うことができる。

5 推進員は、この要綱に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に都市整備局都市計画課都市デザイン担当課長が定める。

第7条 第2条第8項及び第9項の届出、並びに第5条第4項の報告に係る電子情報処理組織の使用については、広島市行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例55号）第3条の規定の例による。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

路上違反広告物除却推進団体認定申請書（新規・更新）

	受付番号	—
	令和	年 月 日
<p>(あて先) 広島市長</p> <p style="text-align: center;">(申請者)</p> <p style="text-align: right;">団体名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者住所 _____</p> <p style="text-align: right;">電話番号 _____</p> <p style="margin-top: 20px;">広島市路上違反広告物除却推進員設置要綱第2条（第3項・第6項）の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物除却推進団体としての（認定・更新）を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 除却活動地域 _____</p> <p>2 一時保管場所 _____ 区 _____</p> <p>3 路上違反広告物除却推進員の予定数 _____ 人</p> <p>4 添付書類（更新の場合は内容に変更がない限りは不要）</p> <p style="margin-left: 20px;">① 路上違反広告物除却推進員になろうとされる方の名簿(第2号様式)</p> <p style="margin-left: 20px;">② 除却活動計画書(第3号様式)</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 除却活動地域を示す図面</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 除却物の一時保管場所を示す図面</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ その他</p> <p>※申請上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請窓口は、用意していただく一時保管場所のある区の区役所維持管理課です。 ・ 添付書類は、後日区役所維持管理課へ持参していただいても結構です。 ・ 申請時に、担当者から一時保管場所等申請内容の確認を受けてください。 ・ 後日、本市の開催する講習会を受講された方が推進員となれます。なお、路上違反広告物除却推進団体として認定されるためには、推進員2人以上の在籍が必要です。 		

路上違反広告物除却推進員になろうとされる方の名簿

団体名 _____

番号	氏名 生年月日	連絡先 (自宅又は通勤・通学先の住所、電話番号)	講習会 受講 確認欄
1	(代表者) 年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
2	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
3	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
4	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
5	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
6	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
7	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
8	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
9	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..
10	年 月 日	住 所 電話番号 — —	..

※太枠内の講習会受講確認欄は空白のまま提出してください。

除却活動計画書

団体名

代 表 者	ふり がな 氏 名
	連絡先 住 所 電話番号 — —
主な活動予定日	
活 動 地 域	() ※「除却活動地域を示す図面」を添付 記入例 (中区〇〇通りを中心に△□交差点から□×交差点まで)
除却物の一時保管場所	場所 () ※「除却物の一時保管場所を示す図面」(位置図に印)を添付 記入例 (中区〇〇町内会集会所)
	業者回収時の対応 (鍵の有無等) () 保管場所に関する連絡先 (TEL) — — 記入例 (<ul style="list-style-type: none"> ・回収日をあらかじめ確認し、倉庫扉鍵を開放しておく ・受付窓口担当者へ連絡しておく)
備 考	

路上違反広告物除却推進団体認定書

		認定番号	—
		令和	年 月 日
団体名			
代表者氏名	様		
	広島市長	松井	一 實
<p>広島市路上違反広告物除却推進員設置要綱第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物除却推進団体として認定します。</p>			
記			
1 除却活動地域	_____		
2 路上違反広告物除却推進員数	_____人（別添のとおり）		
3 除却物の一時保管場所	_____区		
4 認定期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		

路上違反広告物除却推進団体変更届

受付番号	—
令和	年 月 日

(あて先) 広島市長

(申請者)

団体名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

電話番号 _____

広島市路上違反広告物除却推進員設置要綱第2条第8項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物除却推進団体の変更を届出します。

記

変更前	
変更後	
変更理由	

路上違反広告物除却推進団体廃止届

受付番号	—
令和	年 月 日

(あて先) 広島市長

(申請者)

団体名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

電話番号 _____

広島市路上違反広告物除却推進員設置要綱第2条第9項の規定に基づき、下記のとおり路上違反広告物除却推進団体の廃止を届出します。

記

廃止理由	
認定番号	
除却活動 地域	
推進員数	

第7号様式
身分証明書

(表)

		NO.	区	—
身 分 証 明 書				
氏 名				
生年月日	年	月	日	
上記の方は、広島市路上違反広告物除却推進員であることを証明します。				
令和	年	月	日	
			広島市長	印
有効期間	令和	年	月	日まで

(裏)

注 意 事 項	
1 除却活動は2名以上で行い、必ずこの身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用してください。	
2 除却活動時に事故等があった場合には、区の維持管理課(一時保管場所のある区)又は都市デザイン係に連絡してください。	
3 掲出者とのトラブルを極力避けるようにし、万一、トラブルが発生した場合には、現場での処理は行なわず、区の維持管理課、都市デザイン係又は警察(暴行、脅迫を受けた場合)に連絡してください。	
_____区(農林)建設部維持管理課 電話番号 082- _____	都市整備局都市計画課都市デザイン係 電話番号 082-504-2277

第8号様式
腕章



(第1面)
路上違反広告物除却報告書

令和 年 月 日

(あて先) 広島市長

(申請者)

団体名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

電話番号 _____

下記のとおり違反広告物を除却したので、報告します。

記

月 日	除却場所	令和 年 . . 月分 除 却 数	参加数	区 備考
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
小 計		はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()		

第9号様式

(第2面)

日時	除却場所	除 却 数	参加数	備考
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
月 日	町 丁目	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()	人	
	計	はり紙 () はり札 () 立看板 () のぼり旗 ()		